

平成30年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果について

1 平成30年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果
資料3-2のとおり

2 実施結果の概要

(1) 主な監視指導事業について

区内飲食店、製造業、販売業の施設に立ち入りを行い、食品・添加物等の取り扱いや食品表示が適切かどうか等を監視し、不適切なものがあれば改善を指導した。また、食中毒が発生しやすい業種や大量調理施設に対しては、収去検査を含めた重点監視指導を実施した。

ア 年間監視件数	13,510件
イ うち重点監視件数	7,422件（夏期対策、歳末一斉監視など）
ウ 食品等の収去検査	1,055検体（うち不適合41検体、適合率96.1%）
エ 現場簡易検査	747検体

(2) 違反・苦情食品対策

ア 苦情についての対策

区民等から食品等に関する苦情が99件寄せられた。主な内容は、食事をして具合が悪くなった、食品へ異物が混入しているなどであった。その全てについて飲食店や販売店等に立ち入って原因を調査し、必要に応じて改善を指導するなどの措置をとった。

イ 違反食品

監視や苦情対応の過程で食品衛生法に違反した食品を77件発見し、改善指導や管轄自治体への通知を行った。

(3) 食中毒について

区内で発生した食中毒は3件であった。そのうち2件の営業者に対して営業停止処分を行った。その他の1件は、原因施設不明の食中毒であった。

(4) 区民・事業者・行政間の情報および意見の交換（リスクコミュニケーション）

ア 食の安全・安心シンポジウム

10月に「実際どうなの？災害時の食と衛生」をテーマに開催し、参加者は113名であった。

イ 情報提供および普及啓発

- (ア) 消費者グループや中・高校生等を対象に、家庭や文化祭等での食品衛生についての講習会を17回、605名に実施した。
- (イ) 食品衛生だよりを年3回、24,000部を発行した。季節ごとに注意すべき食中毒等を特集し、区立施設等で配布するとともに区ホームページにも掲載した。
- (ウ) 区報に、6月は「家庭でできる食中毒予防」を、11月は「冬の食中毒・感染症を予防しよう」を掲載した。
- (エ) 手洗いポスターと30日手洗いがんばり表を6,500部発行し、区内小学校の新1年生に対して配布した。

ウ 食品等事業者への講習等

- (ア) 食品等事業者に対しては、食中毒予防の情報や衛生管理等について、業態別に講習会を35回、1,570名に実施した。
- (イ) 区内事業者の食品衛生責任者を対象とした実務講習会を9月に実施し、353名が受講した。

エ 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

区長が委嘱した食品衛生推進員は、食品衛生推進員会議等を通じ、保健所事業への協力や普及啓発活動への協力を行った。また、食品衛生協会の自治指導員は食品等事業者に対し、自主的な衛生管理の推進活動を行った。

オ 意見募集

平成31年度食品衛生監視指導計画の策定において、1月にパブリックコメントを実施するとともに、食品衛生推進員会議で意見交換を行った。

3 実施結果の公表

生活衛生課、生活衛生課石神井分室（石神井保健相談所内）で食品衛生監視指導計画実施結果を配布するとともに、区ホームページへ掲載し、公表した。